

相模原市条例第17号

相模原市商店街の活性化に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、商店街が地域のにぎわいづくり及び地域社会の発展のために果たす役割の重要性にかんがみ、商店街の活性化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店街 小売業、飲食業、サービス業等が集積している地域をいう。
- (2) 事業者 商店街において事業を営む者をいう。
- (3) 商店会 商店街の活性化を目的として組織する事業者の団体をいう。
- (4) 経済関係団体 商工会議所、商工会その他地域経済の振興に関する活動を行う団体をいう。

(基本理念)

第3条 市民、事業者、商店会、経済関係団体及び市は、商店街が地域のにぎわいづくり及び地域社会の発展のために果たす役割の重要性を認識し、協働してその活性化に努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、商店街を活性化するために、商店会への加入に努めるものとする。

- 2 事業者は、商店会が実施する商店街の活性化に関する事業又は地域課題の解決のための取組に積極的に参加するとともに、応分の負担により当該事業等に協力するよう努めるものとする。

(商店会の責務)

第5条 商店会は、商店街の活性化に関する事業又は地域課題の解決のための取組を進め、魅力ある商店街の形成の推進に努めるものとする。

- 2 商店会は、商店街を活性化するために、市民からの意見の聴取に努めるものとする。
- 3 商店会は、その組織の基盤を強化するため、事業者の商店会への加入促進及び

商店会相互の連携に努めるものとする。

(市の責務)

第6条 市は、市民、事業者、商店会及び経済関係団体と協働して、商店街の活性化のために必要な施策の推進に努めるものとする。

2 市は、商店会が実施する商店街の活性化に関する事業又は地域課題の解決のための取組に対して、必要な支援に努めるものとする。

(市民の協力)

第7条 市民は、商店会が実施する商店街の活性化に関する事業又は地域課題の解決のための取組に協力するよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。